

津名高等学校同窓会会則

(同期会等お祝い金)

第19条 本会同期会等の開催におけるお祝い金に関する事項

- (1) 本会活動の活性化を目的に会員が行う同期会等へのお祝い金について必要な事項を定める。
- (2) 卒業後5年毎の同期会については45周年までは30名以上の会員、50周年からは15名以上の会員の参加があった場合1万円のお祝い金が資料を添えて請求する。
- (3) 対象事業を実施した回生は、対象事業年度ごとにお祝い金を請求できるものとする。

津名高等学校同窓会 同窓会等お祝い金(活動活性化補助金)交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、津名高等学校同窓会会則第19条の規定に従い活動する同窓会等の事業を活性化させるためのお祝い金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象同期会)

第2条 お祝い金の交付対象となる同期会は、卒業後50年を経過する前に開催する同窓会では30名以上の同窓生が出席したもの、それ以降の同窓会においては15名以上の同窓生が出席したものを対象とする。ただし同一回生期の同窓会につき5年ごとに一度とする。

(交付申請)

第3条 お祝い金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、津名高等学校同窓会等お祝い金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添え、同窓会長に提出しなければならない。

(交付条件)

第4条 申請者は、事業の実施にあたり、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) お祝い金は、交付対象事業の目的以外に使用しないこと。
- (2) 同窓会の監査を求められたときは、関係書類を提出すること。

(交付要件を満たさない場合の措置)

第5条 申請書は交付申請を提出後、交付対象同期会の開催及び交付要件を満たさなくなったときは、早急にその旨を同窓会長に報告しなければならない。

(実績報告)

第6条 同窓会活動を実施した申請者は、開催日から起算して60日以内に津名高等学校同窓会等お祝い金実績報告書(様式第2号)を同窓会長に提出しなければならない。

(お祝い金の交付)

第7条 同窓会長は実績報告書を受領したときは、提出書類等審査の上、お祝い金を交付することが相当であると認めたときは、お祝い金の交付を行う。